

# 生ごみ減量化リーダーネットワークながさき会則

## (名称)

第1条 この会の名称は「生ごみ減量化リーダーネットワークながさき」(以下、「本会」という。)とする。

## (設立趣旨及び目的)

第2条 本会は、生ごみの発生抑制・減量化・リサイクルに取り組む長崎県内各地区のリーダー(以下、「生ごみ減量化リーダー」という。)がネットワークを構築し、地域における研修会等を通じて、長崎県における生ごみの発生抑制・減量化・リサイクルを促進することを目的とする。

## (活動)

第3条 本会は、前条に定める趣旨及び目的に基づき、次の活動を行う。

- (1) 生ごみの発生抑制・減量化・リサイクルに関する普及啓発
- (2) 会員相互の情報交換、情報提供
- (3) 自治体及び関係団体との連携
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

## (会員)

第4条 本会は、生ごみ減量化リーダーで、本会の趣旨に賛同して入会した会員をもって構成する。

- 2 新たに本会へ入会しようとするものは、地区幹事の推薦を受け、かつ幹事会において承認をえなければならない。
- 3 新たに本会へ入会しようとするものが地区幹事の推薦を受ける場合、生ごみ減量化の地域活動にかかる2年以上の経験を有していなければならないものとする。ただし、幹事会が特に認める場合においてはこの限りではない。
- 4 事情により本会を退会しようとするものは、退会届を提出するものとする。また、会員としての活動が3年間以上確認できない場合は、退会届が提出されたものとみなすことができる。

## (役員)

第5条 本会に、代表幹事1人、副代表幹事2人の役員を置く。

- 2 代表幹事は本会を代表し、副代表幹事は代表幹事を補佐し、必要に応じ代表幹事を代行する。
- 3 代表幹事は、会員の中から選出し、その他の役員は代表幹事がこれを委嘱する。ただし、本会発足初年度については、この限りでない。

- 4 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の在任期間とする。

(地区幹事)

第6条 本会は、次に掲げる地区にそれぞれ地区幹事1人を置く。

長崎地区、佐世保地区、西彼地区、県央地区、県南地区、県北地区、五島地区、上五島地区、壱岐地区、対馬地区

- 2 地区幹事は役員と連携・協力し、地区内会員及び各地区幹事との連絡や調整を行う。
- 3 地区幹事は、各地区の会員の中から選出する。
- 4 地区幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠の地区幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

(アドバイザー)

第7条 本会の運営等に関し助言等を行うため、アドバイザーを置く。

- 2 アドバイザーは、当分の間、大地といのちの会とする。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、長崎県資源循環推進課に置き、事務は代表幹事と共同して務める。

(その他)

第9条 この規約に定めのない事項については、会員による多数決をもって決定するものとする。

附 則

この会則は、平成18年3月31日から適用する。

附 則

この会則は、平成18年9月8日から適用する。

附 則

この会則は、平成20年2月25日から適用する。

附 則

この会則は、平成20年12月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 29 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、令和元年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。